

## 『放課後等デイサービス自己点検及び評価シート』

作成日：令和5年5月23日

事業所名：文武両道の放課後等デイサービス「みらいキッズ塾」

		現在の取組内容・今後の改善目標（内容）
1 環境・体制整備	①支援内容にあった指導訓練室・相談スペース等の確保	指導訓練室は1部屋だけであるが、机6台を用いて特性に配慮した配置を行い、個別学習がしやすいように工夫しております。聴覚刺激の少ない環境を必要とする児童への環境的配慮が難しいため、現在はイヤーマフで対応しています。相談スペースは事務所内にあり、必要に応じて利用できます。
	②職員の専門性・配置数 あい・さかいサポートリーダーの配置の有無	教員免許、保育士免許、特別支援教育支援員、日本LD(学習障害)学会会員、スポーツトレーナー、機能訓練指導員などの資格を有する職員を含め、開所時間中は4名、サービス提供時間中は4～6名の職員がいます。あい・さかいサポートリーダーの配置はございません。
	③送迎体制・添乗員の確保	3台の専用車両を用いて学校やご自宅への送迎を行っています。 衝動性の高い児童、てんかんなどの疾患がある児童が乗車する際は必ず添乗員を乗せています。送迎距離が短く、穏やかな児童を数名乗車させる場合などは人員の都合上、運転手のみでの送迎となります。 また、安全に関する定期研修を実施しております。
	④合理的配慮の視点に基づく環境整備	児童発達支援管理責任者によるアセスメント及び、医療機関の所見、WISC検査などの発達検査の結果をもとに、個々に必要な合理的配慮を定めて、席の配置や児童の組み合わせ、プログラムなどを決めています。
	⑤職員の健康診断の実施	常勤スタッフに関しては年1回の健康診断を受けています。また非常勤のスタッフに関しても健康診断を受けていただくよう協力していただいております。
2 業務改善	①アンケート等による利用児・保護者のニーズの把握とフィードバック	保護者様向けに実施したアンケート結果をもとに、今後の療育に反映すべく検討しています。 学習及び姿勢保持に関するニーズが多く、期待に応えることができるような療育ができるように、研究機関の協力を得ながら実施してまいります。
	②職員の支援技術の向上・虐待防止等の研修 (障害児通所支援事業者育成事業利用の有無)	研修に関しては、児童の来所前の時間を活用し、学習支援における合理的配慮や事故や虐待(権利の保障)に関する研修などを定期的実施しております。 また、障害児通所支援事業者育成事業制度も活用し、向上改善に努めています。

	③虐待防止等のための責任者を設置	虐待防止責任者として常勤指導員を設置、定期研修としては虐待の概論と具体的な方法として、環境調整と指導員の伝える力の向上に努めています。
	④利用児、保護者からの苦情や意見への対応及び事業運営への反映	児童及び保護者様からの意見や要望に関して、早期対応ができるように、スタッフ間の連絡、報告を徹底し、原則として、その日の内に検討するようにしています。
3 適切な支援の提供	①児童発達支援管理責任者による放課後等デイサービス計画の作成（アセスメント・利用児及び保護者の意向確認・計画案の作成・会議開催・計画の保護者への説明及び交付）	施設内でのアセスメント、専門機関でのWISC検査などの発達検査を十分に考慮し、個別療育支援計画の原案を作成し、管理者、児童発達支援管理責任者、常勤指導員で会議を行い、支援計画を決定しています。また、その内容は保護者様にご確認していただいております。計画書に記入されていない細かな療育内容についても直接、または電話連絡にて保護者様に説明できるように努めております。
	②モニタリングの実施、計画の見直し	学習や認知関連の支援に関しては毎回、使用した課題（教材等）をチェックし、療育方法を検討しております。またチェックリストを用いた定期的なモニタリング、アセスメントも行っております。
	③個別の課題に対応した活動内容・プログラム	学習は原則として個別指導で行い、集団で行う方が有益である場合のみ集団で学習します。 教材の選定は児童発達支援管理責任者によるアセスメント及び、医療機関の所見、WISC検査などの発達検査の結果をもとに、個々の発達段階に適したものを選んでおります。また、使用した教材プリントの確認は毎回行って、適宜調整を行っております。また、運動や創作などは集団での療育が原則となりますが、個々の特性やレベルに応じた取り組みができるように配慮はしております。
	④ミーティング等の実施	児童の来所までの時間を活用しミーティングや研修、会議を実施しております。
	⑤支援内容の記録	児童一人一人のその日の療育や活動の内容を学習、運動、その他の活動として項目別に個別日誌にて記録しております。 管理者および児童発達管理責任者が内容を確認し、一人一人の日々の成長や療育の効果を把握できるよう努めております。 なお、個別日誌の内容は毎回、保護者様に確認して頂いております。

4 関係機関との連携	①サービス担当者会議への参加（障害児相談支援事業所との連携）	相談支援事業所等で行う担当者会議に参加し、情報共有と統一すべき支援項目を確認しております。
	②学校との連携	送迎時に担当教諭より当日の様子等の申し送りがあれば、学習を受け持つ指導員にその内容を知らせ、活用できるようにしております。また、計画書の作成時期には電話等で学校での様子をうかがうなどある程度の情報共有をしております。ただ、合理的配慮や学習の進め方などについて、学校と具体的に協力して取り組むような関係性を築けていないところがあり、今後の課題であると言えます。
	③他の放課後等デイサービス事業所、障害福祉サービス事業所等との連携	学校や相談支援事業所等で行う担当者会議に参加し、他の事業所とも情報共有と統一すべき支援項目を確認しております。
	④（特に医療的ケアを必要とする利用児について）主治医や協力医療機関等との連携・連絡体制	現在、喀痰吸引など医療的ケアを要する児童のご利用はございません。ただし、アレルギーや基礎疾患などは把握し、医療機関等への連絡ができる対応をしています。
	⑤学校を卒業する際の就労移行支援（引継ぎ等）、就学前施設との連携（情報共有・引継ぎ等）	就労移行支援への引き継ぎの実績はございませんが、福祉から民間（地域の学習塾や運動クラブ）への移行ができるよう、民間への技術提供を行うプロジェクトに参加しております。
	⑥「あい・ふぁいる」の活用	相談支援事業所の紹介などの際に利用者様に冊子をお渡ししておりますが、積極的な活用はございません。
	①事業所で実施している支援（支援内容、プログラムなどを記載してください。）	1. 身体機能の発達支援（バランス能力、姿勢保持、微細運動、理学療法、作業療法）2. 学習支援（限局性学習症への配慮、認知力向上など）3. SST（推測力の向上、交渉、共感ポイントなど）4. 自由あそび（個性、特性、長所の活用を促すアナログあそび）
	②運営規程、支援内容、利用者負担の説明	契約時に重要事項説明書にて運営規定の内容、療育の内容、利用者負担の説明を行っています。

5 保護者への説明責任等	③保護者からの相談への適切な対応、必要な助言	連絡帳にて相談事や連絡事項を知らせていただくことが多く、その際は適宜、連絡帳での回答、お電話での回答、訪問などで対応しています。
	④会報の発行等による活動内容や行事予定等の定期的な発信	通常の予定に関しては毎月配布している翌月の予約表に記載して通知しております。
	⑤日々の支援内容、利用児の様子、おやつ等の保護者への報告	個別日誌、連絡帳を活用し支援内容、利用児の様子、おやつ等も毎回、お知らせしています。 また、口頭でお伝えした方が良い項目に関しては、お電話にてお伝えしております。
	⑥おやつ代等実費徴収している費用に係る領収書の発行、精算報告	常はおやつ代、材料費などの実費を頂戴しておりません。特別費用がかかるイベントへの参加者のみ別途費用を実費徴収しております。
	⑦身体拘束を行う場合の決定手順、利用児・保護者への説明、計画への記載	現在、強度行動障害等のお子様のご利用がないので、身体拘束を行う必要性はないですが、身体拘束の必要がある場合は正規の手順に沿って行います。
	⑧個人情報の適切な取扱い	個人情報に関しては定期的な事業所内研修において関係法規を元に適切な取り扱いを行うよう努めております。
6 非常時の対応	①緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等の整備と職員、保護者への周知	緊急時対応マニュアル、感染症マニュアル、事故対応マニュアルを作成して、迅速な対応ができるようにしています。その都度、対応方法が決定次第、保護者様への周知も行っております。防犯マニュアルに関しては簡易なもののみがあるだけであるため、現在作成中です。
	②非常災害の計画策定、避難・救出・その他必要な訓練の実施	現在、非常災害マニュアルに則した、避難訓練を火災が年2回、地震・風水害が年1回実施しております。避難訓練の日数を増やし、また利用者の利用日の調整等も行いできるだけみんなが参加できるように調整していきたいと思っております。
	③ヒヤリハット、事故の事案を収集し再発防止等について事業所内において共有	近隣公園へ出かける際は、安全確認や交通マナーを指導しています。 ヒヤリハット情報などすべての課題は、ミーティングにて全スタッフが共有できるように取り組んでいます

	④サービス提供中の事故を防ぐための取組等	指導員個々の役割を明確にし、それぞれに責任の範囲を自覚できるようにしています。また、特に重要なことは二重チェックができるような仕組みをとっています。
	⑤感染症対策の実施	新型感染症の出現のように既存のマニュアルでは不十分な場合は、即時に対応ができるように、会議にて方針を決めて対応しております。 感染症対策として容易に常備できる各種消毒、手袋、カップなどは備えております。
7 その他	①地域との交流	当施設には障害の程度により、早期に療育を卒業する児童もいるため、障がい児通所施設の一員として地域コミュニティと交流することを望まないケースがあり、そのような児童への配慮として積極的な地域交流はしていません。